

施設建設等における電気設備工事に関する労働者派遣契約

仕様書

施設建設等における電気設備工事に関する労働者派遣契約 仕様書

1. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構における施設建設工事等に係る電気設備工事の調査等の業務及び安全管理、品質保証活動等に係る業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

施設建設工事等に係る電気設備工事の調査等の業務及び安全管理、品質保証活動等に係る業務（放射線管理区域を含む）を以下に示す。

(1) 建設工事に係る電気設備工事の調査等に関する業務

- ① 成果品引渡しまでの工程検討等に関する業務
- ② 建設工事に係る施設の仕様、運用状況、要求事項の把握等に関する業務
- ③ 営繕工事のための竣工図面等の調査
- ④ 現場調査、会議及び依頼元・官庁等との打合せ
- ⑤ 設計及び工事の図面の作成・審査及び検収
- ⑥ 建設工事に係る書類検査、立会い検査業務
- ⑦ その他必要書類の作成

(2) 建設工事に係る電気設備工事の工程調整、工事調整等の業務

- ① 工事全体工程の調整
- ② 工事受注者からの提出資料の確認
- ③ 工事着手に必要な書類の作成、工事受注者作成申請書類の処理業務
- ④ 官庁及び関係機関との協議・調整に必要な資料作成等の業務
- ⑤ 工事使用材料・施工図・施工要領書等と設計図書との照合、確認
- ⑥ 施工状況を把握するための現場確認、工程会議への出席、報告
- ⑦ 立会検査（材料、施工段階、官庁検査等）の実施、報告
- ⑧ 工事受注者に対する指示及び必要に応じて他工事業者との調整、指示
- ⑨ 工事の設計図書等に基づく工事受注者との協議に必要となる資料の作成、報告
- ⑩ 設計変更等の検討に必要な現場確認、調査及び資料の作成、報告
- ⑪ 官庁検査等の準備
- ⑫ 機構竣工検査の準備、立会
- ⑬ その他、工事に係る必要書類の作成、依頼元への引継ぎ書類作成及び引継ぎ説明会の実施

(3) 建設予定地の拠点安全管理規則等に基づく、工事現場の安全管理業務

- ① 建設予定地の拠点安全管理規則等に基づくリスクアセスメントの書類作成と実施確認
- ② 安全巡視の実施、報告書の作成
- ③ 建設予定地の拠点安全管理規則等に基づく工事現場の安全管理等
- ④ 工事契約上重大な事案等が発見された場合の臨機の処置
- ⑤ 災害発生時及びその恐れがある場合など緊急時における通報連絡、情報収集、原因究明、応急処置、改善策の検討等の対応

(4) 建設部及び原子力科学研究所規則、各種規定等に基づく品質保証活動等の業務

- ① 品質保証活動文書の作成及び記録の管理
- ② 教育・訓練への受講・参加
- ③ 不適合事象発生時の是正措置計画等の資料作成

(5) その他関連する業務

- ① その他上記に関連する課内業務
- ② 文書のデータ入力、ファイリング等業務

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 派遣労働者の基本的要件

- 1) システム等の基本的操作が可能で、これらのパソコンソフトを活用して事務処理が出来る者とする。
 - ① Microsoft word・Excel により書類作成・印刷等の操作ができる、Microsoft Excel については、関数を用いた表計算・グラフが行うことができる。
 - ② Internet Explorer により Web ページの閲覧が出来る。また、公共交通機関の料金について記載されている Web ページを検索し、業務に必要な情報を入手できる
 - ③ Adobe Reader により PDF ファイルの閲覧、印刷等の操作ができる。
 - ④ JW-CAD、HO-CAD または Auto-CAD、ACROBAT 等により、図面の閲覧、製図、印刷等の操作ができる。
- 2) 放射線業務従事者指定登録が可能であること。

(2) 技術的要件

- 1) 1 級電気工事施工管理技士以上の国家資格を有する者で実務経験が 3 年以上である者、または機構、原子力事業者※、省庁、独立行政法人、特殊法人等、都道府県、市町村が発注した建築物の電気設備工事に関する調査・設計・積算等の経験を有する者で、業務に従事した実務経験が 3 年以上ある者。

※原子力事業者：

電気事業法第 2 条に規定された一般電気事業者及び卸電気事業者のうち発電用原子炉の設置許可を受けた事業者、原子炉等規制法第 44 条の規定に基づいた使用済燃料の再処理に関する事業指定を受けた事業者、原子炉等規制法第 13 条の規定に基づいた加工に関する事業指定を受けた事業者、原子炉等規制法第 23 条の規定に基づいた試験研究用等原子炉の設置許可を受けた事業者、及び原子炉等規制法第 52 条の規定に基づいた使用等に関する許可を受けた事業者。

(3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・職務上の問題点を複数の専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できる。
- ・指示された作業を把握し、問題なく対応できる。
- ・指示された作業の計画の作成を的確に行える。
- ・個人の信頼性確認制度の審査に合格し、防護区分 I ・ II 施設の常時立入者に指定できる。

(4) 派遣労働者の条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。

4. 組織単位

日本原子力研究開発機構 建設部 設備課

5. 就業場所

(住所) 茨城県那珂郡東海村白方大字 2 番地 4
日本原子力研究開発機構 建設部 設備課
(原子力科学研究所 安全管理棟内)
TEL : 029-287-9749 (内線 81-9749)
その他、指揮命令者と事前に定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 建設部 設備課長
TEL : 029-287-9730 (内線 803-39730)

7. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 9 時から 17 時 30 分まで

(2) 休憩時間 12 時から 13 時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
プロモーション・オフィス 労務課 職員 兼 原子力科学研究所 人材開発部

11. 派遣人員

1 名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各 1 部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）

- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) 個人の信頼性確認に必要な個人情報※〔自己申告書（機構が定める様式用紙）及び原子力規制委員会告示第一号（平成31年3月1日）に示す公的機関証明書類等（運転免許証の写し、住民票記載事項証明書の原本、パスポートの写し（必要に応じて）、身分証明書の原本、その他必要な公的証明書類等の原本または写し）より必要に応じて選定し、自己申告書に添付すること〕
- (7) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (2) 原子力規制委員会規則第一号（平成31年3月1日）に基づき、区分I及び区分IIの防護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて原子力機構が確認を行うため、これに伴い必要となる個人情報の提出（原子力規制委員会告示第一号（平成31年3月1日）に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む）、適性検査、面接の受検等に協力すること。
また、受検の結果、妨害破壊行為等を行うおそれがある又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあると判断された場合、区分I及び区分IIの防護区域等への常時立入のための証明書の発行及び核物質防護に係る秘密情報取扱者の指定を受けることはできない。
※居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票記載事項証明書及び身分証明書またはこれに準ずる書類（原子力機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要（不合格となった場合を除く））
- (3) 業務に従事している際に、非常事態が発生した場合は、指揮命令者の指示に従うものとする。

以上